

令和5年度 北陸地方整備局直轄事業の執行について

R5. 4. 20 記者レク時 配布資料

※令和4年度に引き続き同様に実施する事項などは、説明資料を省略しています。

企画部

予算規模(北陸地方整備局関係)

(1) 令和5年度当初予算

北陸地方整備局配分事業費	<u>3,728億円</u> (対前年度0.98倍)
〔内訳〕	
直轄	: 1,564億円(対前年度1.01倍)
補助・交付金	: 2,164億円(対前年度0.96倍)

(2) 国庫債務負担行為(ゼロ国債※)

北陸地方整備局配分事業費 180億円

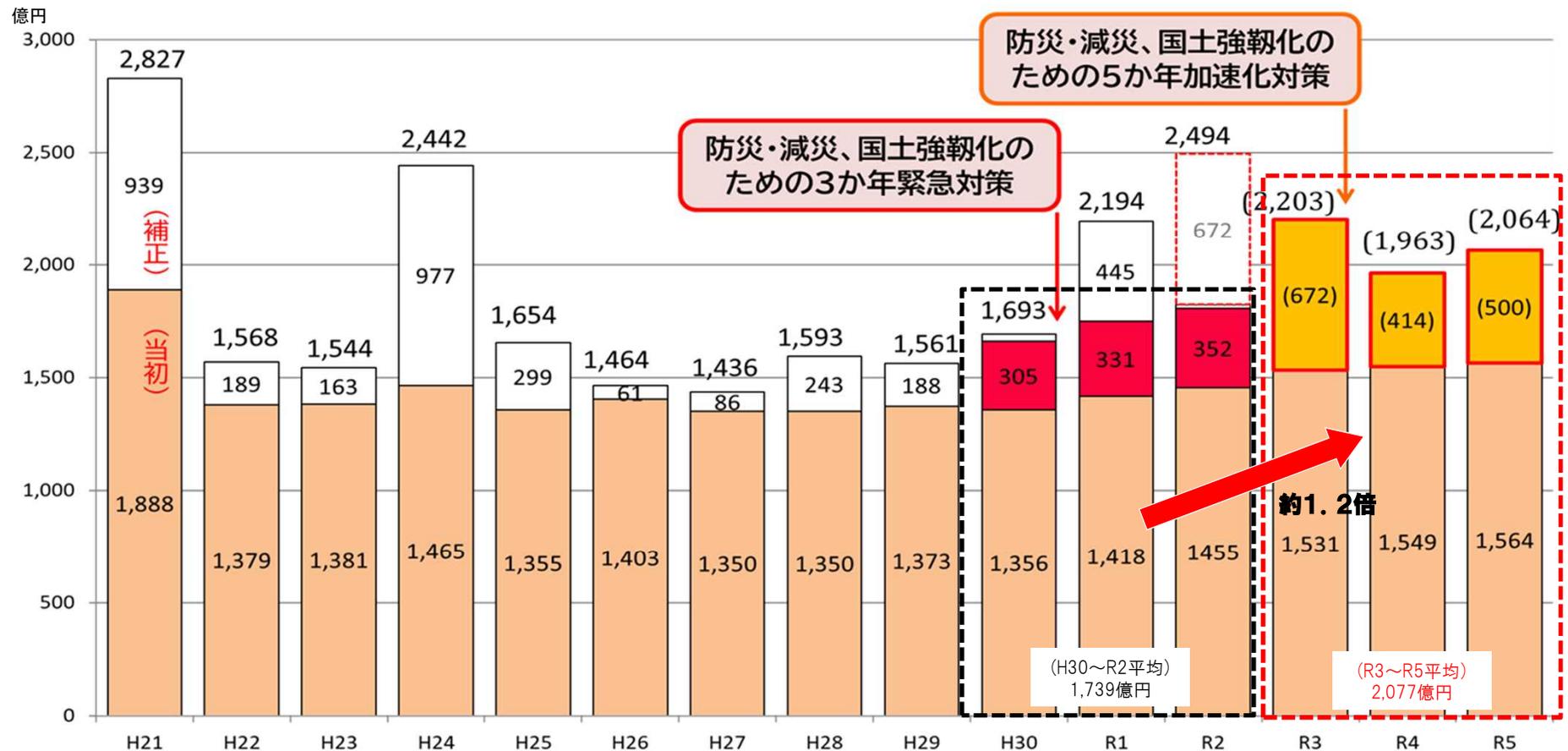
※ゼロ国債：令和5年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能となる国庫債務負担行為

(3) 令和4年度補正予算 1,372億円

〔内訳〕

直轄	:	742億円
補助・交付金	:	630億円

北陸地方整備局 当初予算 直轄事業費の推移



※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。
 ※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度及び2年目は、それぞれR2・R3補正予算により措置。
 ※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

【参考(直轄事業費のみ)】

防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策含めた年間予算(H30~R2平均) : 1,739億円

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策含めた年間予算(R3~R5平均) : 2,077億円

(比較すると約1.2倍の執行予算が確保) 2

令和5年度北陸地方整備局直轄事業の執行について

担い手確保に向けた働き方改革・DXの推進	給 与	<p>□適切な予定価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 維持修繕工事实態反映型積算の試行 ● 見積活用型積算方式の活用 ● 局特別調査結果に基づく材料単価の提示 ● 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 ● 地域外からの労働者確保に要する間接費設計変更 <p>□入札および契約手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
	休 暇	<p>□適切な工期設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施工実日数の他、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮 ● 余裕期間制度の活用（フレックス方式等の活用） ● 受発注者間の工事工程の共有 <p>□令和6年度完全実施に向けた建設現場における週休2日の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交替制を含め、原則全ての工事を発注者指定方式にて発注。週休2日（現場閉所）を毎月4回提案。 <p>□施工時期の平準化</p>
	希 望	<p>□インフラ分野のDXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔臨場を制度として実施。 ● 既済部分検査、中間技術検査、完成検査のWeb検査の試行 <p>□i-Constructionの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICTの全面的な活用拡大、ICT人材育成推進企業の認定 ● BIM/CIM活用工事 <p>⇒ 建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用の推進</p> <p>□誇り・魅力・やりがいの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査書類の削減（検査対象書類は10項目） ⇒ 原則全ての工事で実施。 ● 生産性向上技術活用表彰の創設 ● 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価 ● 実施状況や業務執行・スケジュール等の状況について、発注者が毎月（マンスリー）ケア

令和5年度北陸地整整備局直轄事業の執行について

□一括審査方式の活用

- さらなる受発注者の負担軽減のため、総合評価落札方式の施工能力評価型Ⅱ型への適用拡大。

□「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

- 難易度の低い工事において競争参加者が少ないと想定される場合、企業の能力のみで評価する方式を試行。

□参加者の有無を確認する公募手続きの活用

- 新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認。随意契約又は一般競争を実施。

□フレームワークモデル工事の活用

- 一定地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認。その中から工事毎に参加を指名。
⇒入札手続きを簡素化・合理化

□「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

- 概数発注に加え、余裕期間内において、工事施工者からの助言を取り入れて設計を実施。
⇒施工性を考慮した設計・施工時の手戻り防止。

□技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用

- 最適な仕様を設定できない工事は技術提案・交渉方式を適用。

□段階的選抜方式の運用の見直し（一部工事で試行）

- 現行の段階的選抜方式は、『企業評価』、『技術者評価』で選抜を実施しており、選抜者の固定化が懸念。
⇒従来の『企業評価』、『技術者評価』に加え、技術提案の1事項も評価に加えて選抜をする試行を実施。（技術提案評価型S型（WTO対象工事））

□賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更

- 工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金が不相当となった場合、適用対象となる工事について工事請負契約書に基づき措置。

□「一般競争入札（業務能力評価型）」の試行（業務）

- 受発注者の負担軽減のため、建設コンサルタント業務等における技術提案書（実施方針）を省略する「一般競争入札（業務能力評価型）」を試行。

□総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直し（業務）

- 受発注者の負担軽減のため、実施方針の評価項目の見直しを実施。

賃上げ企業の優遇措置

給与

賃上げ企業優遇措置

【適用対象・概要】

- 事業年度又は暦年単位で従業員に対する目標値（大企業3%、中小企業等1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加算。
- 令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達

【加算措置概要】

- ① 加算を希望する入札参加者は、従業員に対して賃上げを表明した「表明書」を提出。
- ② 加算割合は5%以上
- ③ 加算を受けた企業に対し、事業年度または暦年年度の終了後、決算書等で達成状況を確認。
- ④ 未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加算する割合よりも大きく減点

- ✓ 賃上げの基準に達していない場合、財務省へ報告
- ✓ 財務省から全国へ情報共有



総合評価落札方式（〇〇工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	3.8	0	3.8	
B者	3.7	0	3.7	
C者	3.8	3	4.1	落札者

【施工能力評価型II型の例（従来の加算点4.0点）】
 加算点の合計の5%以上となるよう賃上げ加算点を設定
 ⇒ 5%以上とするためには、3点（3点 / (4.0点 + 3点)）が必要。

従来の加算点は今までどおり整理し、その後賃上げ加算点を加算する。



【当該年度】



【翌年度】

達成状況確認

総合評価落札方式（△△工事）

	従来の加算点	賃上げ加算点	合計	
A者	3.8	0	3.8	落札者
B者	3.7	0	3.7	
C者	3.8	-4	3.4	

<未達成の場合>

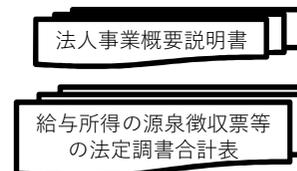
③
提出

1年間、当該入札の加算点より大きな割合の減点

【施工能力評価型I型の例（従来の加算点5.0点）】
 賃上げ加算点 = 3点（3点 / (5.0点 + 3点)）が必要。

加算点より大きな減点 ⇒ 4点減点

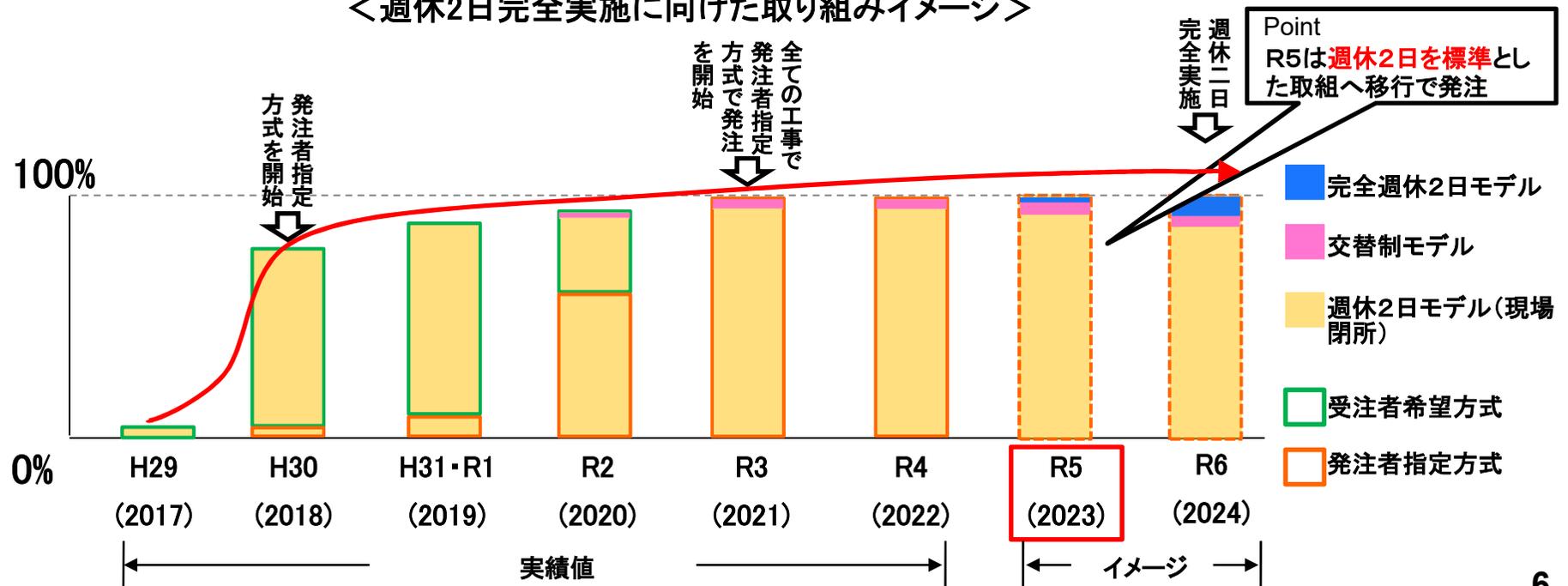
※当該入札の加算点より大きな割合で減点



- 週休2日対象工事は原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注、当初から経費補正による計上、工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【継続】
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指すことから、**施工計画書に法定休日・所定休日を記載**したうえで、発注者による月1回程度を目安に現場閉所（交替制モデル工事の場合はは休日率）の達成状況を確認【**拡大**】
- 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む【継続】
- 週休2日を標準とした工事成績評定として、**加点項目から削除及び遵守項目に追加**【**変更**】
- **猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定**するとともに、官工程で見込んでいる以上に作業不能日が確認された場合には、適切に**工期延期及び延期日数に応じた費用を精算**【**新規**】
- **完全週休2日モデル工事**を一部工事で試行【継続】

■週休2日対象工事の拡大の方向性

＜週休2日完全実施に向けた取り組みイメージ＞



週休2日推進に向けた統一的現場閉所の取り組み

休暇

北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第5弾」の取組み

□ 令和5年度も、年間を通じての取組みを実施。

□ 毎月の第2週、第4週、+1週の土日+土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。

※ 「+1週」「+土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日+土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例: 令和5年6月

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

月4回の「統一的な現場閉所」

令和元年度

大型連休、3連休における
休日の確保

大型連休、3連休の
「統一的な現場閉所」

令和2、3年度

月2回の
「統一的な現場閉所」

令和4年度

月3回の
「統一的な現場閉所」

令和5年度

月4回の
「統一的な現場閉所」

令和6年度

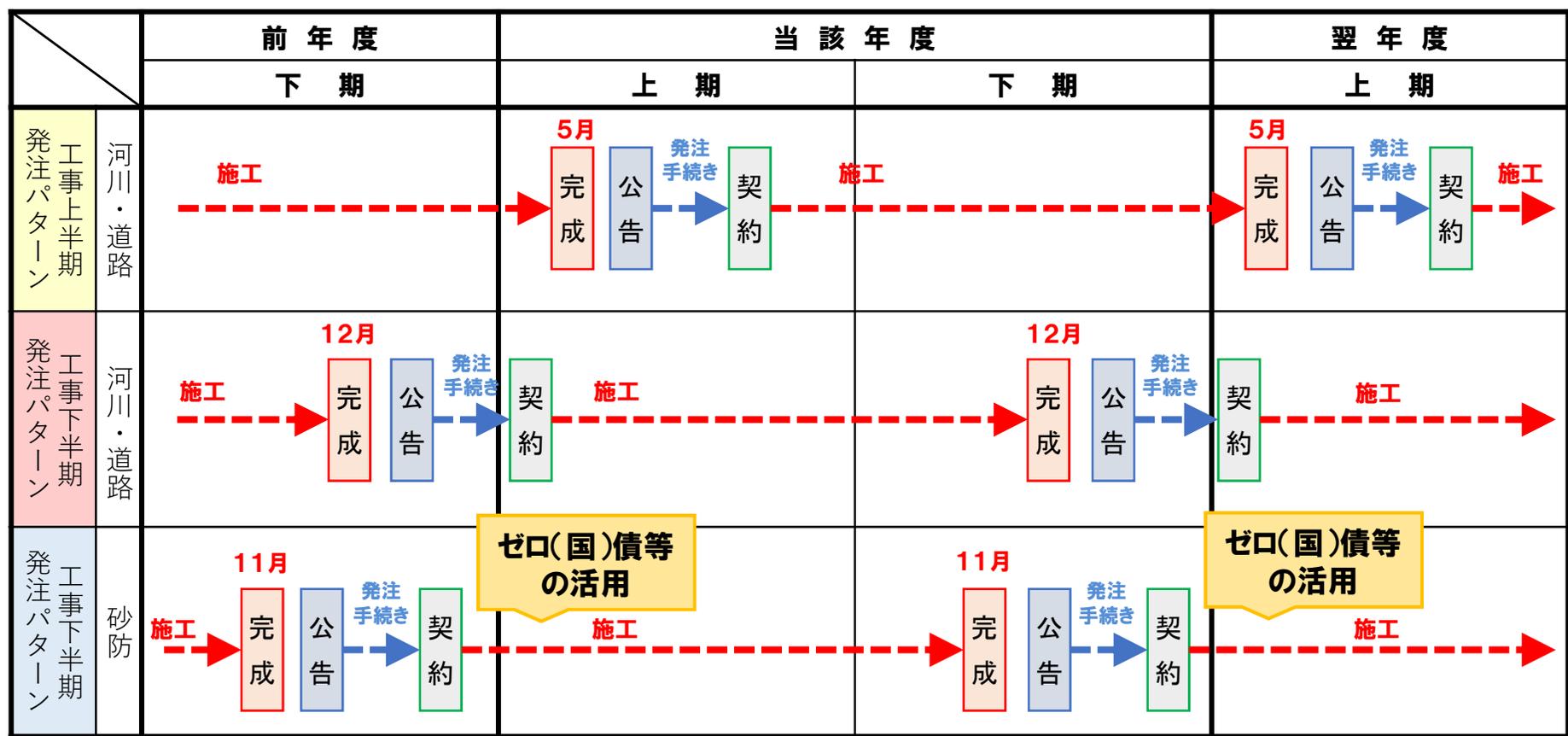
時間外労働規制適用

4週8休の確保

工事の平準化(工事発注サイクル見直しのイメージ)

休暇

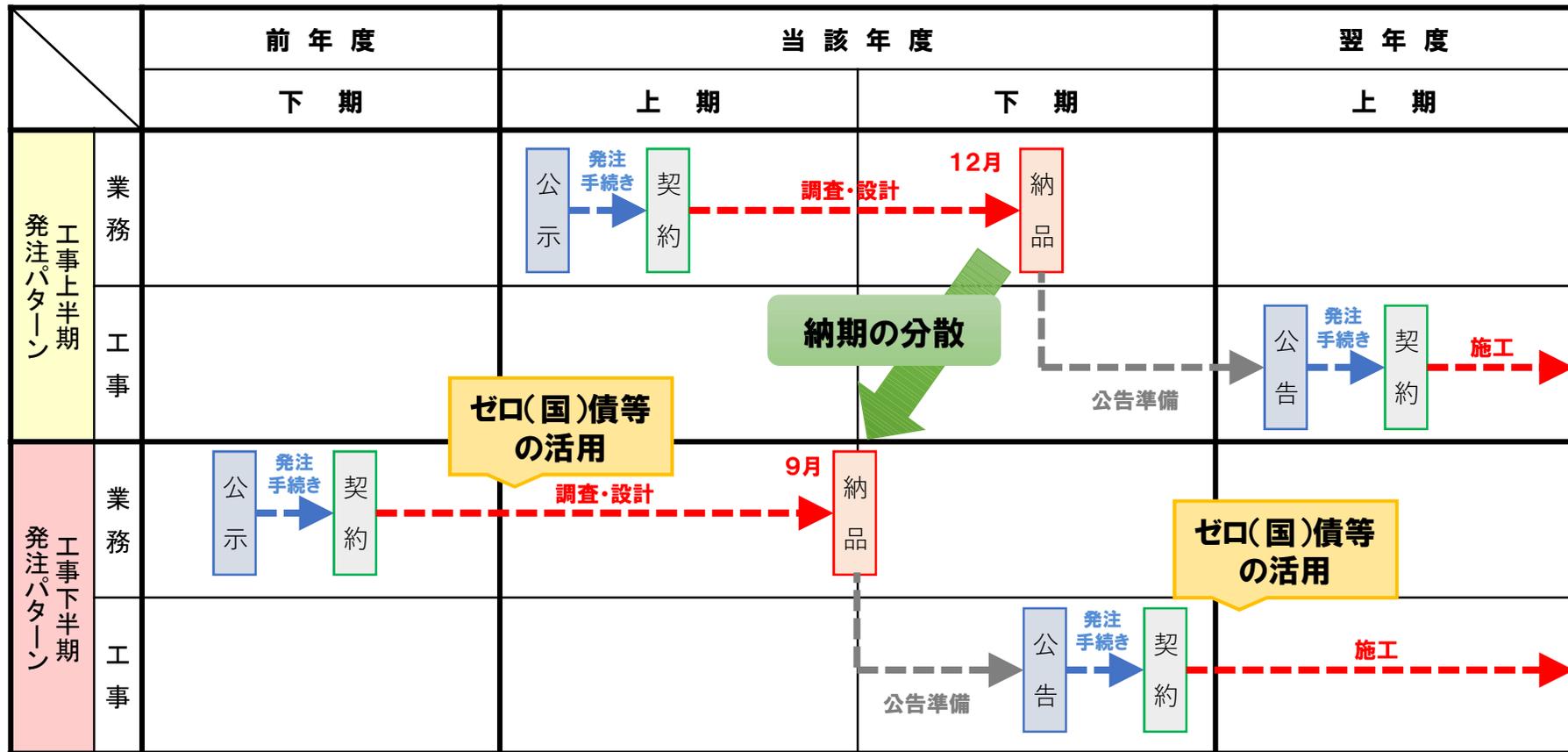
- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算からゼロ(国)債等の活用が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、出水期前工期末(繰越)、降雪期前工期末(年内完成)を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、建設生産システム全体で施工時期の平準化を実現。



業務の平準化(業務発注サイクル見直しのイメージ)

休暇

- ◆ 業務の納期は3月末が多く、**年度末に残業(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ ゼロ(国)債等活用工事の発注には、当該年度の中旬までに業務成果が必要。
- ◆ R元年度予算案に業務の「ゼロ国債」を導入。
- ◆ 業務での「ゼロ国債」導入により、建設生産システム全体で施工時期の平準化の実現を目指す。



インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)



取組の背景

○建設現場の課題

- ・将来の人手不足
- ・災害対策
- ・インフラ老朽化の進展 等

➡ 生産性向上を目指し、I-Constructionを推進



○社会経済情勢の変化

- ・技術革新の進展 (Society5.0)
- ・行政のデジタル化を強かに推進
- ・新型コロナウイルス感染症に対応する「非接触・リモート化」の働き方 等

➡ インフラ分野においてもデジタル化・スマート化を強かに推進する必要

【インフラ分野のDX】

○社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現

「行動」のDX

どこでも可能な現場確認



「知識・経験」のDX

誰でもすぐに現場で活躍



「モノ」のDX

誰もが簡単に図面を理解



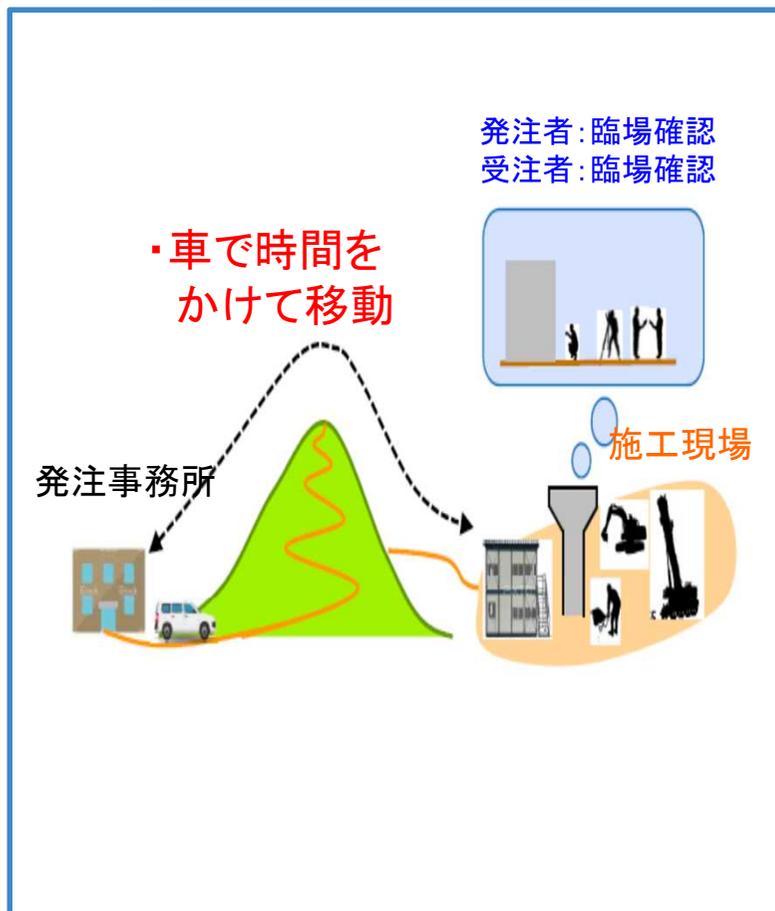
社会資本や公共サービス、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革

インフラへの国民理解の促進と安全・安心で豊かな生活を実現

①行動のDX: 対面主義にとられない働き方の推進

○新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、**映像データを活用した監督検査等、対面主義にとられない建設現場の新たな働き方を推進。**

従 来



遠隔臨場



データとデジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革

② 知識・経験のDX:インフラ分野におけるAI活用で熟練技能を継承

○ 施工の段取りやインフラ点検における熟練技術者の判断結果を教師データとし、民間に提供することで、民間のAI開発を促進し、建設施工やインフラメンテナンスの現場を変革

従来

現状

【施工】
ICT建設機械による施工



ICT建設機械の補助機能を活用し、オペレータが建設機械を運転

【点検】
ロボットによる人の「作業」の効率化



インフラの点検画像をロボットにより取得

建設現場でのAI活用

研究開発

技術者のノウハウを「AI学習用データ」として整備
AI開発者へ提供し、AI研究開発を促進

データベース

- 評価データ (非公開)
- AI学習用データ (公開)

API

API

熟練オペレータの操縦技術や作業の段取りを、映像等に関連付け

点検写真とひび割れ等の判読結果を関連付け

工事や点検の成果品データを授受

AI開発者

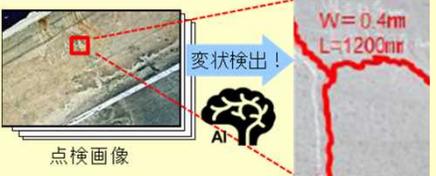
インフラデータプラットフォーム

社会実装

【施工】
AI搭載建設機械による自動施工



【点検】
AIによる人の「判断」の効率化



変状検出!

点検画像

変状の自動検出により点検員の「判断」を支援

W=0.4m
L=1200mm

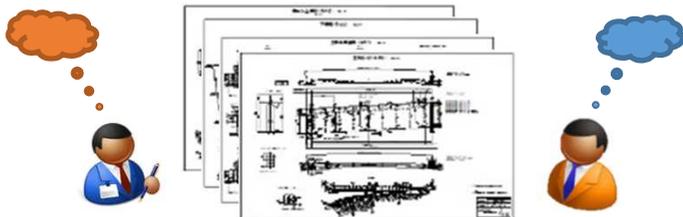
③モノのDX:BIM/CIMの導入による建設生産プロセスの変革

○複数の図面から推察していた内部構造や組立形状が一目で分かるようになり、可視化により干渉チェック作業が効率化され、**受発注者双方の働き方を変革**

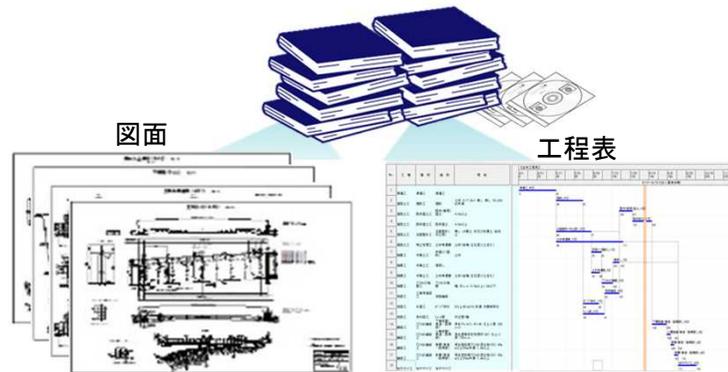
※BIM/CIM:Building/Construction Information Modeling, Management

従 来

2D設計では設計者が想像するしかなく
干渉部位を見つけることが困難

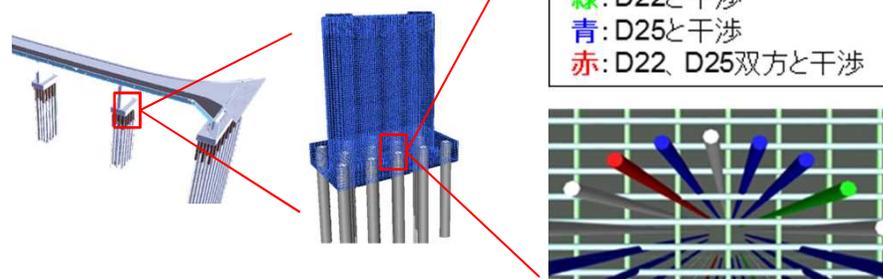


数量や工事費を手作業で作成・確認



BIM/CIMにより実現できること

3D可視化による
干渉チェック作業の効率化



周辺環境を含めた
施工計画の作成



北陸インフラDX人材育成センターの整備(イメージ)

希望

- 自治体を含む発注者及び受注者におけるインフラDX推進を担う**人材育成**、及び**情報発信拠点**として、北陸技術事務所に「北陸インフラDX人材育成センター」を設置
- R5年度、「**屋内研修施設**」、「**DXルーム**」、「**遠隔操作室**」を整備し、**年内に開所予定**

令和4年度				令和5年度			
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
施設詳細設計		実習盛土		屋内研修施設・DXルーム・遠隔操作室整備			
遠隔対応BH購入				シミュレータの設計製作・購入			
研修カリキュラム検討				● 開所予定			

3D architectural rendering of the center with various rooms and training areas labeled:

- 屋外実習エリア (Outdoor Practice Area)
- 実習盛土 (Practice Earthwork)
- 遠隔操作室 (Remote Control Room)
- 事務所 (Office)
- 屋内研修施設 (Indoor Training Facility)
- DXルーム (DX Room)
- 技術情報棟 (Technical Information Building)
- 研修所「越路館」 (Training Center "Echigo-kan")

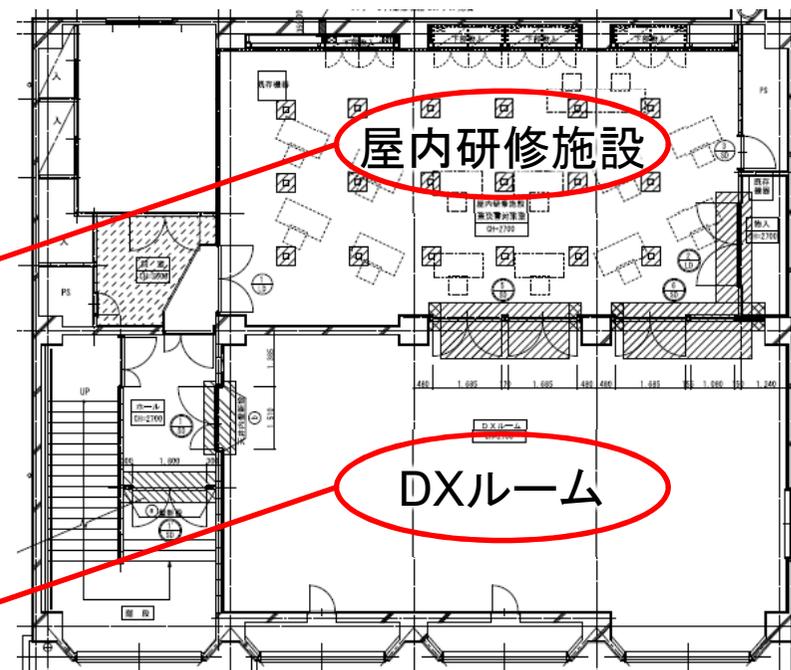
Inset images showing:

- 遠隔操作イメージ (Remote Control Image): A person operating a blue excavator remotely.
- VR体験イメージ (VR Experience Image): A person using VR equipment.
- 研修イメージ (Training Image): A classroom setting with students.

屋内研修施設・DXルームの整備(イメージ)



R5年度、技術情報棟2Fを「屋内研修施設」及び「DXルーム」に改修予定
 (換気・空調設備改修、床・壁面張り替え、間仕切建具設置)



DXルームに設置するコンテンツ(案)

メニュー(案)	内容等
VR体験	・BIM/CIM成果の3DモデルのVR体験
遠隔臨場体験	・ウェアブルカメラによる遠隔臨場体験
3D測量体験	・タブレットを使用した3D測量体験
シミュレータ体験	・建設機械、除雪機械、UAVのシミュレータ体験



VR体験イメージ



シミュレータ体験イメージ

屋外実習エリアの整備(イメージ)



高さ2m程度の盛土を設置



ICT建設機械実習イメージ



目視操作



遠隔操縦実習イメージ



3次元測量実習イメージ
(UAV操縦実習含む)



施設名・対象者	活用目的	活用例	活用イメージ
<p>屋内研修施設</p> <p>整備局職員 自治体職員 民間技術者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研修全般の座学 ハンズオン(実習) 	<ul style="list-style-type: none"> 3D測量関係 <ul style="list-style-type: none"> 3D点群データの処理実習 BIM/CIM関係 <ul style="list-style-type: none"> 地形モデルの作成実習 土工・構造物モデルの作成実習 統合モデルの作成実習 ICT施工関係 <ul style="list-style-type: none"> 施工用3Dデータの作成実習 	 <p>屋内研修施設(奥)</p> <p>DXルーム(手前)</p>
<p>DXルーム</p> <p>整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者</p>	<ul style="list-style-type: none"> インフラDXの理解 DX技術の体験 建設業界のPR リクルート活動 	<ul style="list-style-type: none"> 3DモデルによるVR体験 ウェアラブルカメラによる遠隔臨場体験 タブレットによる3D(LiDAR)測量体験 バックハウスシミュレータによる操縦体験 除雪トラックシミュレータによる操縦体験 UAVフライトシミュレータによる操縦体験 各種広報コンテンツの動画放映 	 <p>VR体験(ミキシング)</p>
<p>屋外実習エリア</p> <p>整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者(見学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3D測量の操作実習 ICT建設機械の操縦実習 	<ul style="list-style-type: none"> 3D測量関係 <ul style="list-style-type: none"> LiDAR測量の実習 UAV操縦の実習※ UAV写真測量の実習※ ICT施工関係 <ul style="list-style-type: none"> ICT建機(BH)の実習(MG/MC操縦) <p>※場所: 信濃川河川敷</p>	 <p>UAV操縦・写真測量</p>
<p>遠隔操作室</p> <p>整備局職員 自治体職員 民間技術者 一般来場者(見学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ICT建設機械の操縦実習 	<ul style="list-style-type: none"> ICT施工関係 <ul style="list-style-type: none"> ICT建機(BH)の実習(遠隔操縦) 	 <p>遠隔操縦(目視操作)</p>

■建設現場における遠隔臨場

- 令和4年度より遠隔臨場を制度実装し、通信環境が確保できる現場においては**原則、全ての工事に適用**する。
- 全事務所に配備している遠隔臨場機器（スマートグラス、P C）を活用し推進

これまでの試行により、現場では様々な工夫がなされています。

①金沢河川国道事務所 R3・4能越道 小泉道路その27工事



【立会状況（現場側）】



【立会状況（監督側・画面上で想定値を確認）】

検尺ロッドを持つ人と撮影者が片方ずつワイヤレスイヤホンを着着することにより、主任監督員の指示に素早く対応出来るよう工夫を行った。



【遠隔臨場における工夫（写真右）】

②金沢河川国道事務所 R3能越道 小泉道路その24工事



【立会状況（接続画面）】

スマートフォンシンバルにより通常感じる手振れ感が無く、画面確認が容易となった。

【遠隔臨場における工夫（写真右）】



【スマートフォンに設置したi-Phone12】

【Bluetooth対応外部スピーカー】

■遠隔臨場を活用した工事検査の試行

- 令和4年度に実施した試行の結果を受け、『**遠隔臨場による工事検査に関する試行要領（案）**』を策定し、要領に基づいた工事検査を実施する。
- 試行対象は各種検査（完成検査等）における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目から、受発注者間の調整により合意が得られ、**適切な検査が行えると判断できる場合に適用**する。

[遠隔による工事検査の試行事例]

- 移動時間削減
- VRゴーグルを通してケーソン内部の状況や寸法、背面ブロック、減勢工鋼殻の寸法の確認については通常の実地検査とほぼ同等の検査ができた
- × 部材表面、溶接状況の確認がしにくい箇所があった



検査状況(検査官側)



寸法確認状況

- コロナ対策として有効
- 移動時間の削減、経費節減になった(受注者)
- 書類の持ち運びの労力削減(受注者)
- 同じ映像を確認できるので参加者全員が理解しやすい(受注者)
- × 通信速度により、画像や音声不安定(受注者)
- × 会議システムの慣れが必要



検査状況(受注者側)



検査状況(検査官側)

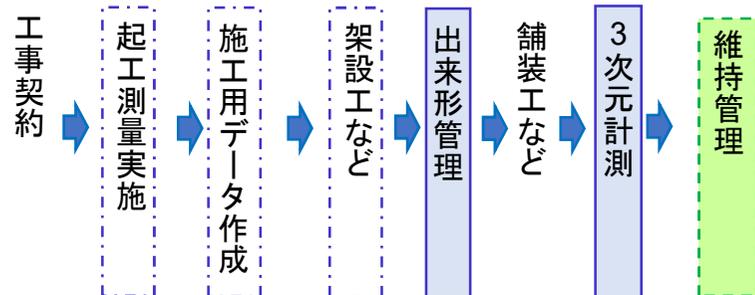
○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
 ○今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を検討

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(予定)
ICT土工								
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)							
	ICT浚渫工(港湾)							
		ICT浚渫工(河川)						
			ICT地盤改良工(令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)					
			ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)					
			ICT付帯構造物設置工					
				ICT舗装工(修繕工)				
				ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)				
					ICT構造物工 (橋脚・橋台)(基礎工)		(橋梁上部工)	(基礎工拡大)
					ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)			
						小規模工事へ拡大 (小規模土工)		(暗渠工)
			民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大					

※赤字は令和5年度からの新たな取り組み

- 構造物(橋梁)の出来形管理にICTを活用し出来形管理について効率化を図るため、令和4年度に橋梁下部(橋脚・橋台)への適用拡大を実施
- 更なる拡大を行うため、令和4年度に橋梁上部工の出来形管理について試行工事による現場実証を行い、ICT活用工事として本運用を検討。

施工フロー



必要に応じ
整備予定

対象範囲

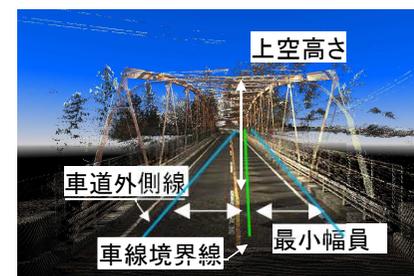
フローで囲みがないものは従来手法を想定

イメージ

●3次元計測技術を活用した出来形管理

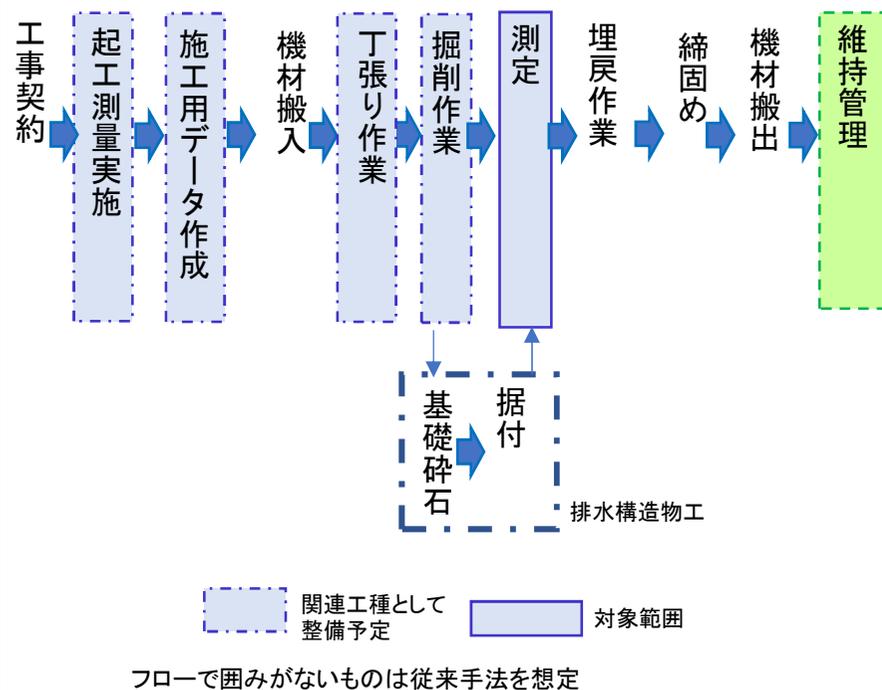


●竣工時の計測データの活用



- 中小企業にICT施工を普及させるため、令和4年度より小規模現場(土工)におけるICT施工の適用拡大を実施。
- モバイル端末を用いた3次元計測技術を用いた出来形管理手法の適用拡大をするため、令和4年度より運用を開始した小規模土工とあわせて実施する**管渠、暗渠、管路工等について、適用拡大を実施。**

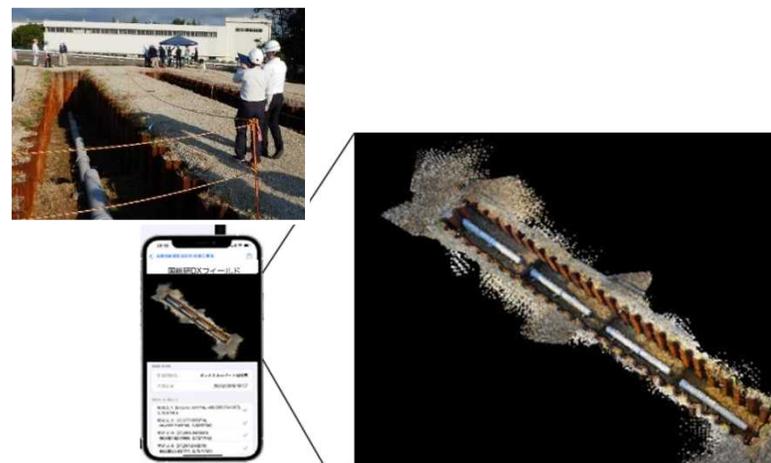
施工フロー



イメージ

- 狭小箇所の現場(都市部・修繕工事など)

【モバイル端末を用いた構造物の出来形計測】



掘削後に据え付けた排水管の点群イメージ

ICT活用工事(土工)の実施方針【R5発注方式】

希望

ICT土工の対象工種種別を含む一般土木工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、法面処理工事、維持修繕工事で、従来施工において土工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用している工事

【対象工種種別】 河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工の掘削工、盛土工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工



※注1

- 起工測量、出来管理にあたっては現場条件により面的計測が非効率となる場合は、管理断面及び変化点の計測による測量が選択出来る。
- 砂防工事など施工現場の環境条件により③ICT建機による施工が困難となる場合は、従来建機による施工を実施してもよい。

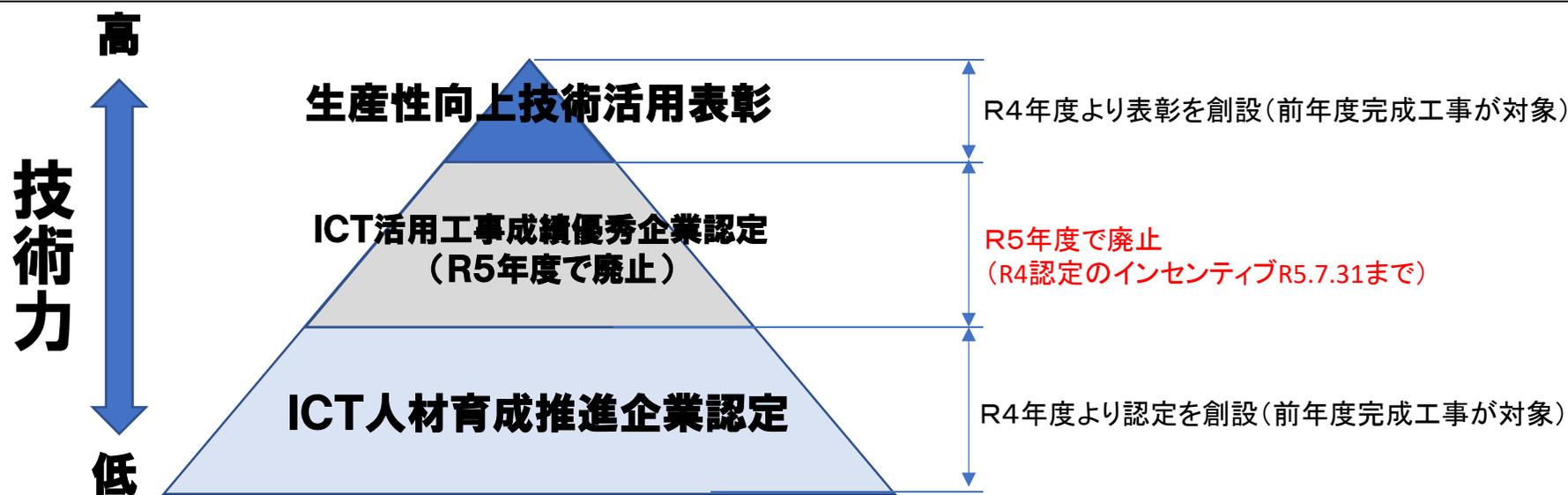
ICT活用工事のさらなる推進と先進的な取り組みによりi-Constructionを推進させる制度

生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図るi-Construction、BIM/CIM、DX等の取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

ICT人材育成推進企業認定(試行)

令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向け、3次元データを扱う技術者育成を目的に、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員(下請企業含む)を対象にICTスキルアップの講習会を開催した企業を「ICT人材育成推進企業」に認定する制度。



活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

- ・ 出来あがり全体イメージの確認
- ・ 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに**発注者が活用目的を明確**にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、**義務項目**、**推奨項目**から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に**未経験者も取組可能な内容**とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など**高度な内容**を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算とインセンティブ

- 3次元モデル作成費用については見積により計上（これまでと同様）
- 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに**発注者が**受注者に設計図書の作成の基となった情報の**説明**を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

3次元モデルの活用（義務項目）

希望

義務項目は、業務・工事ごとに発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用するものとする。3次元モデルの作成にあたっては、活用目的を達成できる程度の範囲・精度で作成するものとし、活用目的以外の箇所の作成は問わないものとする。

なお、設計図書については、将来は3次元モデルの全面活用を目指すものの、当面は2次元図面を使用し、3次元モデルは参考資料として取り扱うものとする。

3次元モデルの活用 義務項目

	活用目的	適用するケース	活用する段階
視覚化による効果	出来あがり全体イメージの確認	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明、関係者協議等で説明する機会がある場合 景観の検討を要する場合 	詳細設計
	特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	<ul style="list-style-type: none"> 特定部を有する場合 ※ 特定部は、複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等とし、別による。 詳細度300までで確認できる範囲を対象 	詳細設計
	施工計画の検討補助	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で3次元モデルを作成している場合 ※ 3次元モデルを閲覧することで対応（作成・加工は含まない） 	施工
	2次元図面の理解補助		
現場作業員等への説明			

3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル ～ 主構造の形状が正確なモデル
属性情報※2 ※2部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみ入力し、その他は任意とする。 ※3 道路土構造物、橋梁等の分類の名称

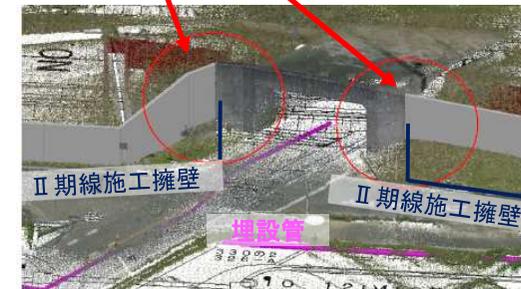
特定部の定義

各工種共通	<p>(異なる線形)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2本以上の線形がある部分 <p>(立体交差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立体交差の部分 <p>(障害物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋設物がある箇所掘削又は地盤改良を行う部分 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工（クレーン等の旋回範囲内に障害物）が想定される部分 <p>(排水勾配)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 <p>(既設との接続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設構造物等との接続を伴う部分 <p>(工種間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	<p>(高低差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	<p>(支点周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。（既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分である。）

3次元モデルの活用（推奨項目）

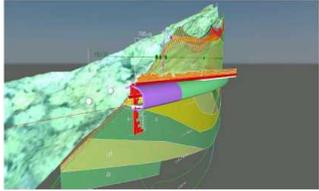
希望

一定規模・難易度の事業については、義務項目の活用に加えて、推奨項目の例を参考に発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が**1個以上の項目に取り組む**ことを目指すものとする。（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

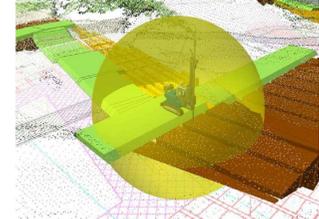
3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、3次元モデルのさらなる活用方を検討

	活用目的	活用の概要	活用する段階
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例：官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認
※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

希望

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与 (電子納品保管管理システムの利用)

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1○○詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1○○詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28○○地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2○○河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用 (R4.11から受注者利用開始)

これまで

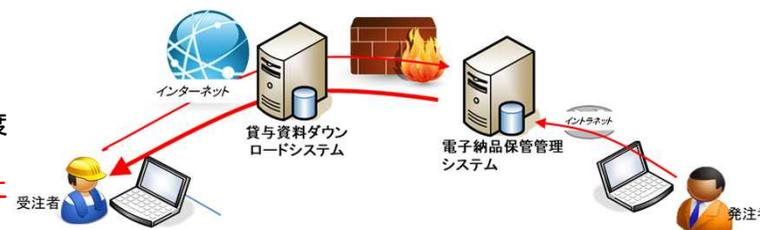
- CD等による受け渡し
 - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



これから

- インターネットによる受け渡し
 - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**

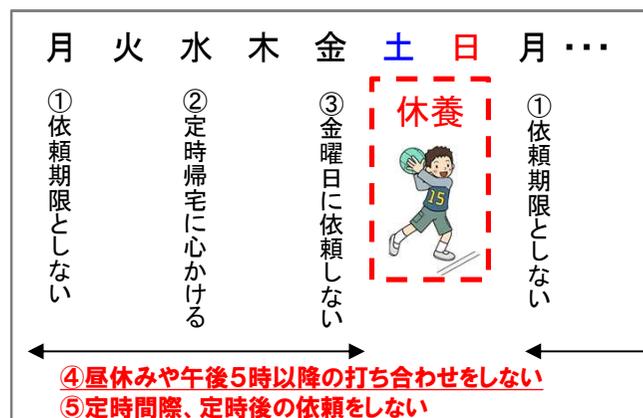
受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可



- 一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。
- 結果検証のため、今後、受発注者への「取り組み状況調査」を実施する。

進め方

- 1) 全ての業務において特記明示
- 2) 具体的な進め方
 - ① 初回打合せにおいて、取組内容を定める。
 - ② 定めた内容は、管理技術者等及び主任調査員等が打合せメモ等で確認し、受発注者間で共有する。
- 3) 取組方法
 - ① 取組内容の確認及び状況報告等は、業務スケジュール管理表を活用する。
 - ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
 - ③ 管理技術者等は、成果品納入時の打合せにおいて、業務全般の取組結果(効果、改善点等)について報告する。



【特記仕様書記載例】

第〇条 ウィークリー・スタンス

1. 本業務はウィークリー・スタンスの推進を図るために下記の事項について、受注者の意思を確認の上、受発注者間で目標を定め、取り組むものとする。

- ① マンデー・ノーピリオド(月曜日は依頼の期限日としない)
- ② ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅に心がける)
- ③ フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない)
- ④ ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤ イブニング・ノーリクエスト(定時間際、定時後の依頼をしない)

【以下は、任意で記載】

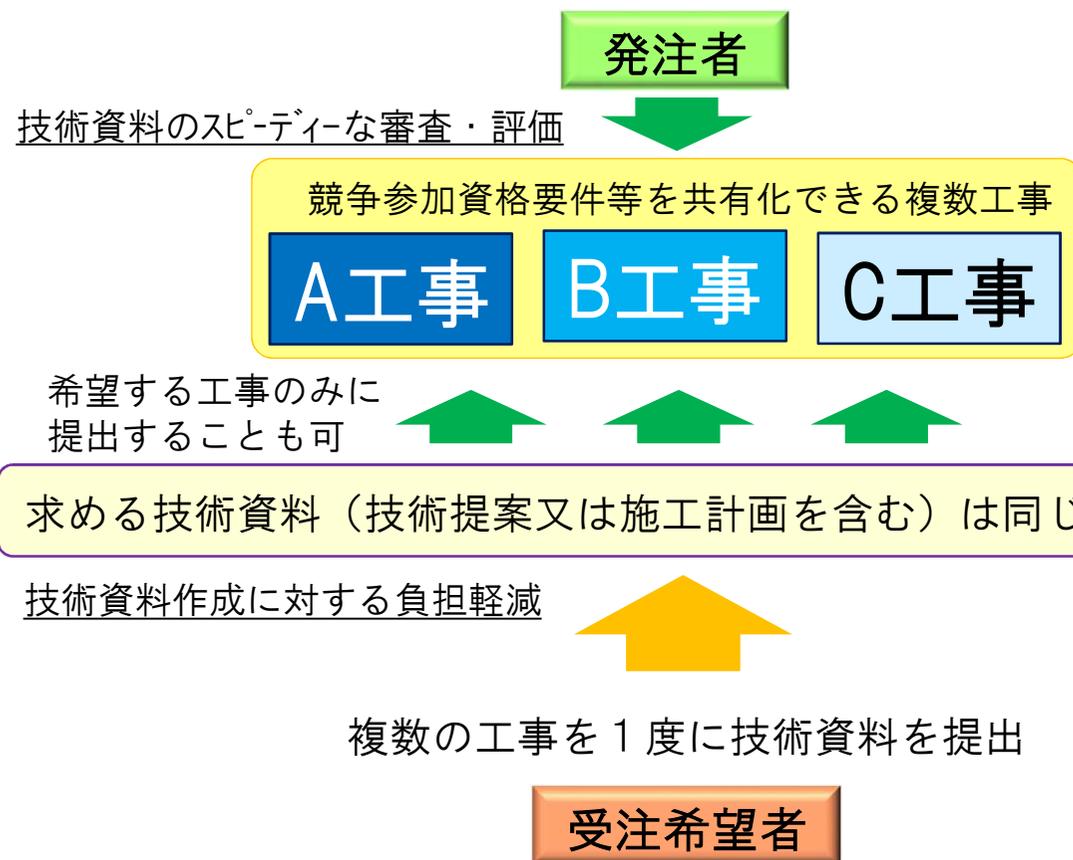
- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組(受発注者間で合意した事項)

2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
 なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

一括審査方式の活用(適用範囲の変更)

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする^{こと}で、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、これまでは施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）としていたが、**技術資料の提案が不要なⅡ型においても可能**とする。

- ※ 配置予定技術者の重複申請は実施しない。
- ※ ヒアリングは原則実施しない。



- 【方式】
- ・ 総合評価落札方式
 - ・ 施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型以上
- ① Ⅰ型以上
- ・ 技術資料の提出が必要
 - ・ 技術提案又は施工計画（※工程表の立案は、不可）
- ② Ⅱ型
- ・ **技術提案の提出は不要**

企業能力評価型

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- ・事務負担軽減の効果や入札手続き時に技術者の拘束を要しないことによる不調不落防止に期待
⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

(施工能力評価Ⅰ型)

(企業能力評価型)

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 技術者を拘束不要、事務手続きの負担軽減

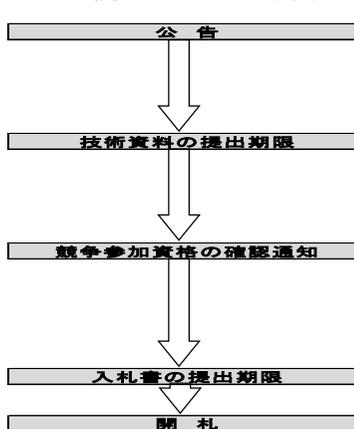
令和5年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型	
① 企業の 施工能力等	同種工事の施工実績	4	4
	工事成績(平均点4ヵ年)	5	5
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	2	2
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	国 ICT活用工事優秀企業認定の有無(過去1ヵ年)	2	2
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害貢献度	3	3
	20	20	
② の配置 予定 技術者	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績(6ヵ年)	8	-
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	-
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	-
	20	-	
③ 施工 計画	同種工事の施工経験と立場	10	-
		10	-
合計(①+②)	50	20	

配置予定技術者の
評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度 以上	7日程度 以上
10日程度 以上	7日程度 以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

ECI方式の活用

ECI（技術提案・交渉）方式とは？

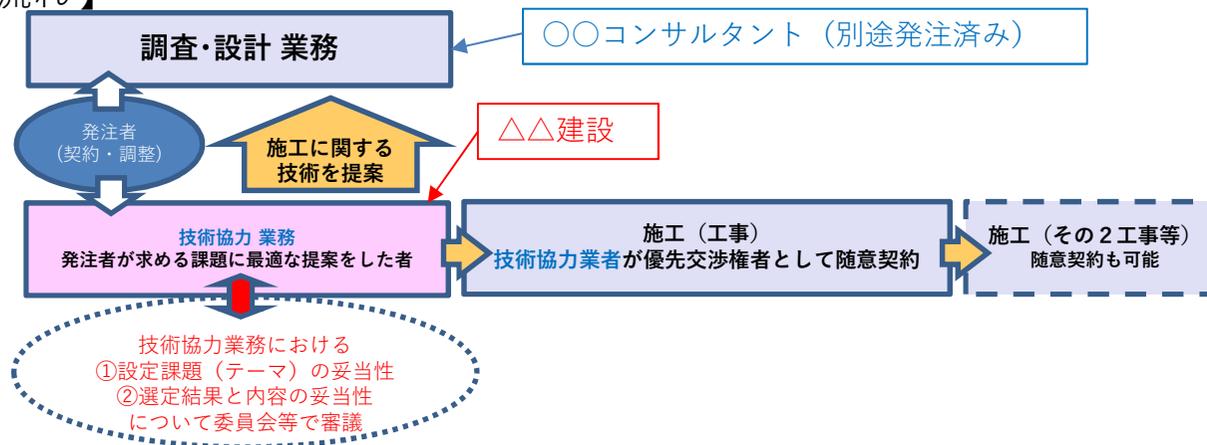
「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、**設計段階において施工者ノウハウを反映**するもの。

ECI方式のメリット

- ① 施工に関する技術（施工法・仮設など）が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
- ② 設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
- ③ 設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。

⇒ **適切な仕様設定が困難な工事に適用**し、技術協力を受けているところ。**令和5年度も引き続き、ECI方式の活用を図る。**

【ECI方式による事業の流れ】



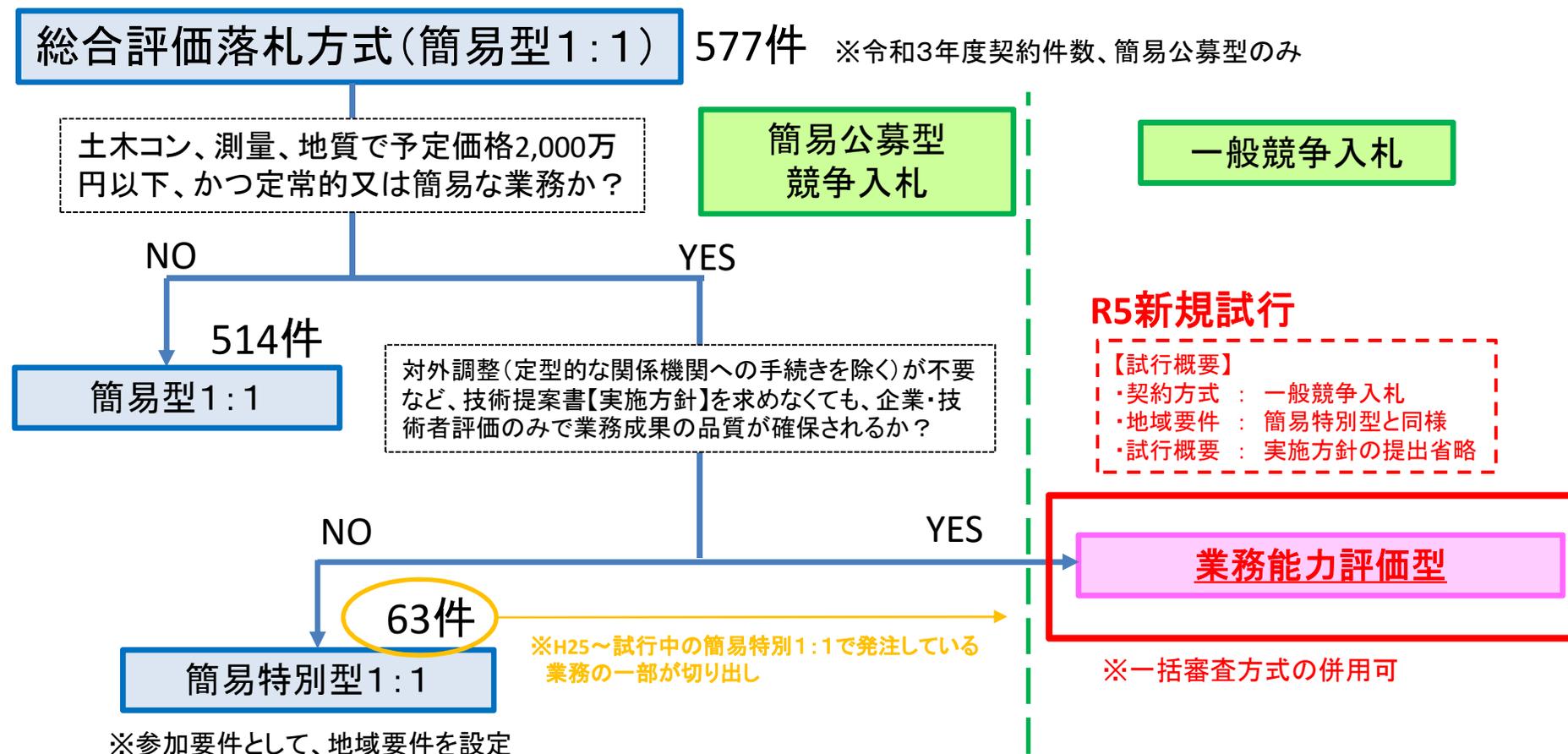
【ECI方式適用事例】

案件名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A工事	<p>詳細設計</p> <p>発注者を介して技術協力</p> <p>技術協力業務</p>	<p>工事施工</p> <p>詳細設計の成果を基に技術協力業務の受注者と随意契約</p>	
	<p>詳細設計</p> <p>発注者を介して技術協力</p> <p>技術協力業務</p>	<p>工事施工</p> <p>詳細設計の成果を基に技術協力業務の受注者と複数の年度毎に随意契約</p>	

業務能力評価型：R5新規試行

- 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略する「総合評価方式（業務能力評価型）」を令和5年度より新たに試行

■対象業務選定フロー



実施方針の評価項目の見直し（総合評価（簡易型1：1））：R5変更

- 受発注者双方の技術提案の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式（簡易型1：1、簡易特別型1：1）を対象として実施方針の評価項目の見直しをする。

対象：総合評価落札方式(簡易型1:1)

【令和4年度まで】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15

【令和5年度から見直し】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	業務理解度	業務の目的、条件、内容をの理解度がした上で、的確な実施方針が示されているとともに、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。	40 15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15



集約

・業務の実施方針

・業務フロー (様式-14)

実施フローの削除

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	1月	2月	3月	4月	5月	

・その他

注1) 提出者（設計・図面の作成者を含む）及び能力を有する経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
注2) 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる数値に縮小可）

※文字の大きさは10ポイント以上、かつ15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載。（図表の使用可）

・業務の実施方針 (様式-14)

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	1月	2月	3月	4月	5月	

注1) 業務の実施方針、業務フロー等について簡潔に記載する。
注2) 提出者（設計・図面の作成者を含む）及び能力を有する経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
注3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。図表は縮小可。図表は読み取れる数値に縮小可。
注4) 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（15行）以内とする。（図表は読み取れる数値に縮小可）
注5) 15行を超えて記載した技術提案項目は評価しない。

実施方針の評価項目の見直し（総合評価（簡易特別型1：1））：R5変更

- 受発注者双方の技術提案の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式（簡易型1：1、簡易特別型1：1）を対象として実施方針の評価項目の見直しをする。

対象：総合評価落札方式（簡易特別型1：1）

【令和4年度まで】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10

【令和5年度から見直し】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	業務の目的、条件、内容をの理解度がした上で、的確な実施方針が示されているとともに、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。	20 5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5 10

・業務の実施方針

・業務フロー (様式-14)

実施フローの削除

・工程計画

種別項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	2月	3月	

注1) 業務の実施方針、業務フローシート、工程計画について簡潔に記載する。
注2) 種別等（設計図面や構成表など）及び施方を求める学識経験者等を特定することができる内容の記載（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
注3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）

簡易特別型では「その他」の記載を省略している。

集約

※文字の大きさは10ポイント以上、かつ15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載。（図表の使用可）

※現状、簡易特別型では省略している「その他」について、業務の実施方針と合わせて記載する。

・業務の実施方針 (様式-14)

・工程計画

種別項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	2月	3月	

注1) 業務の実施方針、業務フローシート、工程計画について簡潔に記載する。
注2) 種別等（設計図面や構成表など）及び施方を求める学識経験者等を特定することができる内容の記載（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
注3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。一回目は読み取れる程度に縮小可。業務の実施方針は15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載する。
注4) 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載行数（15行）以内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
注5) 15行を超えて記載した技術提案書は採否しない。

受発注者双方の業務効率化を目的に、平成27年度より原則全ての土木工事において情報共有システム(ASP)を活用しています。

令和5年度より、対象を**原則全ての業務**(※)に拡大し、運用を開始します。

(※測量、地質調査、設計業務等(発注者支援業務含む))

■情報共有システム (ASP) 概念図



■機能例

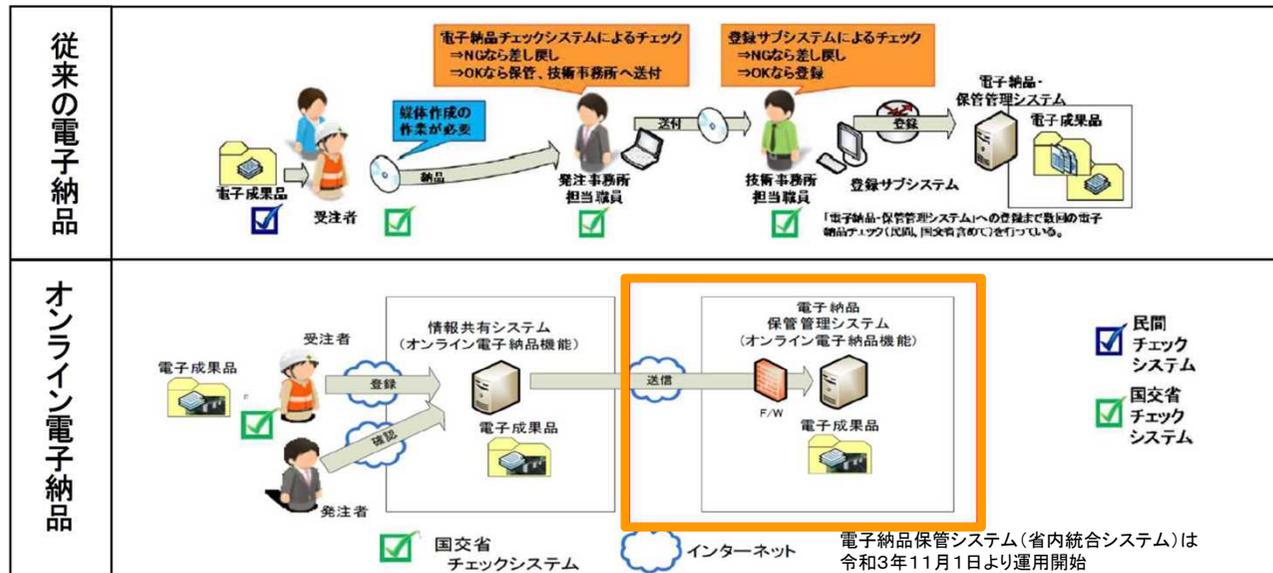
決裁処理機能	掲示板機能	スケジュール管理機能	3Dビュー機能	書類管理機能
Webを介して決裁を行うことで、対面回数の削減、決裁状況の見える化、ワンデーレスポンスの効率化	質疑事項の回答と決定、変更箇所などの過程を記録でき、状況確認を行いながら業務の履行が可能	検尺の立ち合いや打合せなど、複数業務のスケジュールを管理でき、日程調整などの効率化	BIM/CIMデータをweb上で表示しながら打合せを実施。変更事項を適宜反映可能	大容量データの共有や、変更履歴の管理を行うことにより、業務履行を効率化

これまで電子成果品は、CD-RやDVD-R等の電子媒体に格納し納品としておりましたが、作業の効率化等のため、土木工事を対象に情報共有システム(ASP)を利用したオンライン電子納品を令和3年12月より運用しています。

令和5年度より、対象を業務にも拡大し、運用を開始します。

なお、電子納品の登録については、引き続き登録リストの作成・更新をお願いします。

○オンライン電子納品



オンライン電子納品構成イメージ

<オンライン電子納品の対象>

・原則すべての土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事、業務を対象
(R5.4以降に完了する業務でASPを利用していない業務は対象外)

※オンライン電子納品の実施が困難な場合は、適宜電子媒体での納品に切り替えるなど柔軟な対応とします。
※詳細は「オンライン電子納品実施要領」「電子納品等運用ガイドライン」を参照すること。

事務連絡
令和5年4月19日

各事務所長 殿
各管理所長 殿
都市調整官 殿
河川情報管理官 殿
道路情報管理官 殿
技術審査官 殿
官庁施設管理官 殿
用地調整官 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

令和5年度北陸地方整備局直轄事業の執行について（通知）

標記について、「令和5年度国土交通省所管事業の執行について」（令和5年4月3日付け国会公第191号国土交通省事務次官通知）及び「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和5年4月3日付け国官総第230号、国会公契第45号、国官技第399号、国営管第633号、国営計第183号、国北予第50号大臣官房長通知）により通知されたところであり、令和5年度予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」及び「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」の3点を柱に、令和4年度第2次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることから、別紙の事項に十分留意の上、円滑かつ着実な執行を図るよう通知します。

担 当

総務部 契約課 契約係（契約事務全般）
企画部 技術管理課 基準第一係（工事積算基準）
基準第二係（調査積算基準）
検査係（監督・検査）
技術審査係（入札契約制度）

I 事業執行の基本方針

令和5年度の事業執行にあたっては、工事・業務の品質確保及び担い手の中長期的な確保・育成、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、地域を支える地元企業の受注機会の確保に配慮、並びに社会資本整備にかかる調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスで建設現場での生産性向上を図るため、i-Construction等の取組を推進する。

また、多様なデータとデジタル技術を活用して、管理者側の働き方やユーザーに提供するサービス・手続きなども含めて、インフラまわりをスマートにし、従来の「常識」を変革するインフラDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

なお、インフラDX推進を担う人材育成及び情報発信拠点として北陸技術事務所に「北陸インフラDX人材育成センター（仮称）」を設置し更なる取組を図る。

II 工事

1. 事務の改善及び効率化について

(1) 総合評価落札方式のタイプ選定

事業を迅速かつ着実な執行を図る観点から、二極化した総合評価落札方式において、施工能力評価型II型の適用を拡大する。具体的には、施工能力評価型I型適用工事のうち、予定価格3.0億円未満（分任官特例を適用する工事も含む。）については、施工能力評価型II型により入札手続きを実施することで提出書類を簡素化等できるものとする。

(2) 一括審査方式の活用

複数の同種工事を同時期に発注する場合、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一とすることができる一括審査方式を継続する。これまで、施工能力評価型I型以上において実施していたが、更なる事務手続きの簡素化のため、施工能力評価型II型への適用を拡大する。

施工能力評価型I型で求める技術資料（施工計画の提案）については、施工計画又は技術提案とし、これまで施工計画のテーマとした工程表の立案は、不可とする。実施にあたっては、配置予定技術者の複数申請は認めないものとするが、本官契約の一部においては、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする試行を継続する。

なお、事前に技術管理課に相談することとし、原則、ヒアリングは実施しないものとする。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、令和5年度当初予算による工事に適用しなくても差し支えないこととする。

(4) 通常型指名競争入札の活用

下記の事象において、通常型指名競争入札を実施できるものとする。なお、不誠実な行為など指名できない業者を除き、企業の本店所在地、施工実績などの条件を付与し、その条件に合致した者(概ね20者程度)を全者指名する方式とし、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

- ① 過去に不調・不落が発生した同一地区かつ同一工種の工事の発注で、比較的小規模の工事(概ね1億円未満の一般土木工事、維持修繕工事を対象)
- ② 一般競争において、不調・不落となり、設計替後、新たに競争入札の手続きをする工事(通常は、一般競争2回以上実施後に指名競争に移行。)

(5) 工事書類の簡素化に向けた「協議事項設定のあり方」

受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図る目的として、発注者が発議すべき事項を明確にした「協議事項設定のあり方」を反映した特記仕様書を設計図書として交付すること。具体的には特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方法は、発注者が発議すべき事項を明確にしたうえで、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として設定すること。

なお、運用にあたっては、「特記仕様書における協議事項設定のあり方について」(令和元年6月21日付事務連絡)を参照のこと。

(6) 検査書類限定型工事

検査時における監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るため、検査時に確認する項目を10項目に限定する「検査書類限定型工事」を継続する。対象工事は原則、全ての施工能力評価型II型の工事について実施するものとする。施工能力評価型II型以外の工事については受発注者協議のうえ実施できるものとする。実施にあたっては、「検査書類限定型工事の実施について(通知)(令和3年4月26日付け国北整技管第31号)」によること。

(7) 監督・検査におけるDXの推進

① 第三者品質証明制度の活用

施工者と契約した第三者による品質証明の試行を継続する。

② 監督・検査の省力化

遠隔臨場については、引き続き通信環境が確保できる現場において、原則、全ての工事に適用する。

また、検査にあたっては、既済部分検査、中間技術検査及び完成検査において、各主任監督員が1件以上Web検査を試行する。

実施にあたっては、別途通知によること。

(8) 受発注者間のコミュニケーションの充実

土木工事条件明示の手引き(案)、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)、工事一時中止に係るガイドライン(案)、土木工事設計変更ガイドライン(案)(以下、工事円滑化4点セットと言う。)を活用した工事円滑化推進会議の開催により、受発注者間のコミュニケーションの充実を図る。

(9) 工事の生産性向上説明会の開催

地整管内の各会場において、前期・後期の年2回、受発注者を対象とした「工事円滑化4点セット」活用等による生産性向上の説明会を開催する。

また、各現場において、監督員等は、工事契約後の初回打合せ時に、受発注者間で再確認をするため、「工事施工の円滑化4点セット」(条件明示の手引きは工事発注時に記入したもの)を受注企業に配布し、活用の徹底を図る。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 維持修繕工事实態反映型積算の試行

維持修繕工事等については、1つの現場の規模が小さく点在する場合や一般交通の影響を受ける現道工事である場合など標準的な歩掛や単価の適用によって積算額と実態の工事費に大きな乖離が見られる場合がある。

そのため、乖離の発生が見込まれる場合は、予め入札公告時の資料において、設計変更時に実態を反映することを明示するとともに、精算変更契約前に設計変更等検討部会を開催し、工事の施工条件等を十分考慮したうえで施工歩掛や製品・材料単価など見積活用を積極的に推進する。

なお、実施にあっては事前に本局の工事担当部局と相談すること。

(2) 見積活用型積算方式の活用

通常は、標準歩掛や単価等がない工種において活用するが、標準歩掛や単価等がある工種でも、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事や、予定価格と入札価格の乖離が原因で不調・不落の恐れがある工事については、入札公告時に施工歩掛及び製品・材料単価の見積を依頼する見積活用型積算方式の活用を継続する。

令和5年当初予算に係る所管事業の工事発注にあたり、見積徴収の手続きは、入札公告時に見積範囲を記載し、入札参加者全員に技術資料提出と合わせ、提出を求めるものとする。運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行において見積活用型積算方式を適用させる場合の運用について(通知)」(平成25年2月4日付け事務連絡)を適用することとするが、歩掛・価格の決定及び事前公表にあたっては、事前公表を不可としている施工単価、材料費、機械賃料等についても徴収した見積もりを参考資料として事前公表可能とし、従前から公表を可能としている施工歩掛等と同様に取り扱うこととしたので留意すること。

また、適用する工種・建設資材等について、当初発注から見積を活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に見積の種類（施工歩掛、材料単価等）を技術管理課と相談すること。

営繕工事においては、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付け国営計第118号）を踏まえ、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積を積極的に活用されたい。

(3) 局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示

局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価について、競争参加資格確認通知書において競争参加資格が有と通知された者に対し、原則として「見積参考資料（別紙）」にて提示すること。ただし、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型のうち同時提出型は対象から除くとともに、特別調査業務受注者から提示不可との報告を受け単価が提示できない場合は、今後の単価調査環境確保のため提示は行わないものとする。

具体的な試行内容については、「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（試行）」（平成29年10月4日付け事務連絡）、「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（試行）の改定」（平成30年12月20日付け事務連絡）及び「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（機械設備工事）（試行）」（令和3年10月5日付け事務連絡）によること。

(4) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

建設資材のひっ迫が懸念される地域では、通常は地域内から調達している建設資材を安定的に確保するために遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初特記仕様書に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこと。

なお、運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（通知）」（平成25年2月7日付け事務連絡）を参照のこと。

(5) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

労務市場のひっ迫が想定される地域においては、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、特記仕様書に明示した上で、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できる。

なお、運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する

試行について（通知）」（平成25年2月6日付事務連絡）を参照のこと。また、具体的な積算手法等については、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」の積算上の取り扱いについて」（平成24年7月27日付事務連絡）および、「令和5年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」の運用について」（令和5年3月28日付事務連絡）も参考となるため、必要に応じて確認すること。

（6）適切な工期の設定

工期の設定にあたっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情、自然条件等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、特記仕様書へ明示すること。

なお、受注者の工程計画策定を支援する観点から、原則として全ての工事において工事円滑化推進会議における「施工条件確認部会」及び「工程調整部会」を開催すること。工期設定にあたっては、原則として工期設定支援システムを活用すること。

また、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の一部改定について（令和5年3月30日）」に基づき、工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。工程の変更理由が、以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、「工程調整部会」を開催する時は、必要に応じて専門工事業者の技術者も参加させるなど、関係者間で工事工程の共有を図り、工期変更が必要な場合は適切な工期変更に努めるものとする。

（7）余裕期間制度の活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択すること。

当面の運用として、余裕期間の設定は、原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように配慮すること。

余裕期間制度は、建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式であることから、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。【監理技術者制度運用マニュアル 三（2）より】

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

（8）建設現場における週休2日の推進

これまでの試行を踏まえ、引き続き原則すべての工事において発注者指定方式にて週休2日モデル工事または交替制モデル工事で行う。通年拘束される維持工事や災害復旧工事など週休2日の取組が困難な工事では交替制モデル工事を積極的に採用し、週休2日モデル工事と両輪で週休2日を推進する。

完全週休2日モデル工事については、計画工程や現場条件等を勘案の上、試行を継続する。

実施にあたっては、適切な工期設定による工事を発注するとともに施工条件確認部会・工程調整部会を原則すべての工事で開催し、受発注者間での工事工程表（クリティカルパスを含む）の共有により、円滑な工事施工と合わせて建設現場における週休2日の推進を図ること。

労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費、市場単価方式については、現場閉所の補正係数を当初より乗じて必要経費を計上することで、週休2日の取得に取り組む企業の更なる拡大を図る。

また、今後、建設業全体のさらなる週休2日の取組を推進するためには、統一的な現場閉所に取り組むことが重要であることから、年間を通じて毎月4回（第2週、第4週、+1週*の土日及び土日に関わらず週休2日を1回*）について、発注機関が連携し現場閉所とすることを受注者へ提案する。

*就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

*+1週及びは、工事毎に任意に選択できるものとする。

*+土日に関わらず週休2日を1回は、工事毎に任意に選択できるものとする。

（9）施工時期の平準化

年度当初に工事が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた資機材・労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。あわせて、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業円滑化国債）を適切に活用すること。

なお、前倒し発注できるものはさらに手続きを早め、早ければ11月より翌年度工事の入札

手続きを開始する早々期発注を継続して実施する。

また、建設企業に技術者や技能者等の人材、資機材の効率的かつ効果的に活用を促すため、国、地方自治体等の発注見通しの統合・公表を推進することにより、施工時期等の平準化に努める。

(10) 適切な規模・内容での発注（分任支出負担行為担当官特例（以下「分任官特例」という。））

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間中（令和3年度～令和7年度）については、地域の実情を踏まえ発注ロットを積極的に拡大し、円滑な施工確保に努める必要があることから、引き続き、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を可能とし、分任支出負担行為担当官の契約上限金額を4.5億円未満とすることができる。

上記「分任官特例」を適用する場合は、下記を標準とする他、適正な工期が設定できるよう、工事規模等に配慮すること。

なお、実施にあたっては、「北陸地方整備局会計事務取扱細則第81条に基づく特例処理の承認について（通知）」（令和4年3月10日）を参照することとし、技術管理課へ事前相談すること。

- ① 一般土木は、等級区分をB+Cランクとする。
- ② 地域要件の設定については、各地域における応札環境に十分に配慮し、平等な評価となるように適切に設定するものとする。

(11) 工事発注における設計積算

各工事の現場条件、現場特性に応じ、以下の制度・積算等の積極的な活用を検討し、施工時期等の平準化に努めること。

1) 概算数量発注の活用

詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない案件については、設計数量を概算数量として発注することができる。なお、設計数量の確定後、速やかに契約変更するものとし、その後の設計変更における基準は、この契約変更額をベースとする。

また、概算数量発注を活用する場合は、原則として余裕期間制度をあわせて活用するとともに、3)「設計・工事連携型」業務及び工事の試行を考慮するなど、工事の円滑な実施に配慮すること。ただし、契約日から工期の始期までの早い時期に施工条件確認部会を開催し、特記仕様書で条件明示した修正設計や関係機関協議等が工事の始期までに完了するよう調整・確認するとともに、工期の始期や終期に変更の必要が生じた場合は、速やかに工期に係る契約を変更した後に工事に着手すること。

2) 概略発注の活用

詳細設計図及び設計数量が用意出来ない案件については、標準横断図などの概略図及び概略数量で発注することができる。災害復旧工事をはじめ、道路維持工事や舗装工

事、河川護岸工事など適用可能な工種は、その緊急性を踏まえ積極的な活用を図ること。

3) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあたっては、「「設計・工事連携型」業務及び工事の試行について」（令和3年1月25日付け事務連絡）及びその補足通知によることとするが、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

4) 一部変更指示における概算額の明示

工事の施工段階で契約書の「条件変更等」に該当し、その内容が変更になる場合は速やかに契約変更を行うこととされている。一方で、止むえない事情により契約変更を行うことができない場合は、発注者が受注者に指示書等により指示することを一部変更指示という。

適切な設計変更の取り扱いを目的に、契約変更在先立ち一部変更指示を行う場合は、受発注者間で認識の共有を図るため、一部変更指示書にて概算額を明示する旨を平成31年4月改訂の土木工事設計変更ガイドライン（案）に記載したところであり、すべての工事で実施するものとする。具体的な対応については、「一部変更指示書における概算金額明示の実施について（通知）」（令和2年4月8日付け事務連絡）によること。

(12) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不相当となった場合は、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月12日付け国北整契519号、国北整技管201号、国北整計第148号）、「工事請負契約書第26条第5項の運用について」（国北整契第79号、国北整技管第57号、国北整計第27号）、「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について」（令和4年7月20日付け事務連絡）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性の確保及び競争性の確保

(1) 参加者の有無を確認する公募手続の活用

機械設備については、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されているため、その修繕工事は、これまで全て一般競争方式が適用されているものの、多くは新設時施工業者しか施工できないことから、新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

なお、実施にあたっては、「機械設備工事における参加者確認型契約方式の試行について（令和3年4月1日付け事務連絡）」を参考にするとともに、事前に施工企画課に相談すること。

(2) フレームワークモデル工事の活用

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる場合に、その一定地域内で類似する複数の工事について、あらかじめ参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行する。入札手続きにおける提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

なお、実施にあたっては、「フレームワークモデル工事の試行について（通知）」（令和3年1月20日）を参照するとともに、手続き前に技術管理課に相談すること。

(3) 競争参加資格要件の緩和

工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験に対し、以下のとおり、緩和を認めることができる。

対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。

（企業実績）

通常；発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和；発注しようとする工事の同種とするが、施工量（規模）は求めない。

（技術者）

通常；発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和；過去15年間の公共工事（発注機関及び工事種別は限定しない。）に主任（監理）技術者または現場代理人として、従事した実績があればよい。

※公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

要件緩和を行った工事の同種性の評価は、以下のとおりとする。

<施工能力評価型Ⅱ型の例>

- 企業の施工能力（同種工事の施工実績）評価

過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績

S) より同種性が高い施工実績（4点）

A) 同種性が高い施工実績（2点）

B) 同種性が認められる施工実績（0点）

例) 掘削20,000m³の場合

S) 20,000m³以上の実績

A) 15,000m³以上20,000m³未満の実績

B) 掘削の実績（*緩和しない場合は 10,000m³ 以上 15,000m³ 未満の実績）

- 配置予定技術者の施工能力（同種工事の施工実績）評価
過去 15 ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験

S) より同種性が高い施工実績（5 点）

A) 同種性が高い施工実績（3 点）

B) 同種性が認められる施工実績（0 点）

例) 掘削 20,000m³ の場合

S) 20,000m³ 以上の実績

A) 掘削の実績（*緩和しない場合は 15,000m³ 以上 20,000m³ 未満の実績）

B) 公共工事の実績（*緩和しない場合は 10,000m³ 以上 15,000m³ 未満の実績）

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) ICTの全面的な活用の拡大

1) ICT工事

工事の生産性向上を図るため、ICTの全面的な活用としてICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT砂防・ほくりく、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工の取組を実施する。

具体的な取組方針は以下のとおりとする。

- ICT土工

発注者指定型は概ね10,000m³（盛土工は8,000m³）以上を対象とし、1,000m³未満の小規模な現場においても施工者希望II型により実施する。また、施工者希望II型において、「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」のみを必須とする工事を「簡易型ICT活用工事」として実施する。

- ICT舗装工

発注者指定型は路盤工5,000m²以上を対象とし実施する。

なお、港湾関係工事において、ICTの全面的な活用としてICT浚渫工、防波堤等のICT基礎工・ブロック据付工を実施する。

2) ICT普及・拡大

ICTの更なる普及・拡大を図るため、講習会、見学会、報告会を整備局管内の各会場で実施する。さらに、ICT砂防・ほくりくの工事現場を活用し、山間地域においても講習会等を実施する。

また、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICT技術の向上を目的とした講習会を開催した企業を『ICT人材育成推進企業』に認定する。

3) BIM/CIM活用工事

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」について」（令

和5年3月24日付国北技管第237号)に基づき、適切に実施する。建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用を推進する。

(2) コンクリート工の規格の標準化

大型コンクリート構造物のプレキャスト製品活用について予備設計段階からの比較案検討を継続する。

検討にあたっては「プレキャストコンクリート製品活用事例集」(令和3年7月)を活用することとし、プレキャスト製品活用の推進を図る。

また、工事段階に新たな制約条件が発生した場合でも、受発注者間の協議でプレキャスト製品の活用を検討することとする。その際、「施工時の安全性」「構造的性」などを考慮し、総合的に検討することとする。

(3) 「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行

地域の中小企業の活用を通じて円滑で確実な施工を図ることにより、工事の品質向上につながるため、地元企業の下請け活用率を評価する「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。

(4) 「特定専門工事審査型」総合評価落札方式の試行

難易度が高い専門工事や工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすこととなる工事において円滑かつ確実な施工を図るため、工事实績のある専門工事業の下請け活用を評価する「特定専門工事審査型」総合評価落札方式の試行を継続する。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(5) 「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

競争性を高めるため、地方自治体の優良工事表彰と工事成績評定を直轄実績同様に加点対象と加点評価対象とする「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。さらに競争性を高めることが必要な場合、同方式を適用した時に限り、企業の施工能力等の評価項目のうち、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(6) 「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し企業の実績等のみで評価する方式を試行する。対象とする工事は、比較的難易度の低い工事とし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(7) 「次代担い手（若手・女性技術者）活躍型」総合評価落札方式の試行

建設業の担い手育成・確保のため、若手技術者及び女性技術者の工事経験の機会拡大や技術力の向上と就労環境改善を図るため、若手技術者や女性技術者を担当技術者に配置することを評価する試行を継続する。

なお、「若手・女性技術者活躍型」の試行名称を「次代担い手活躍型」に今後変更する。

(8) 段階的選抜方式（WTO対象工事）の試行（技術提案評価型S型）

多数の競争参加者が予測される工事等において実施している段階的選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を15者程度とする。

また、選抜者の固定化により非選抜者は技術提案を提出できないことから、従来の企業・技術者評価に加え、1次審査時に技術提案の1事項も評価に加えることで、2次審査へ進む者が入れ替わる選抜方式の試行を継続する。

試行対象工事は、技術提案評価型S型（WTO対象工事）とする。

(9) 段階的選抜方式（WTO対象工事）の試行（技術提案評価型A型・ECI方式）

技術提案評価型A型・ECI方式での段階選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を3者程度とする試行を継続する。

(10) 資料等に関する質問回答の拡充の試行

入札参加者が入札価格を決定するにあたり、発注者側の積算内容に関する質問回答に対して更問いを可能とするため、質問回答の機会を2回とする試行を継続する。対象とする工事は、技術提案評価型S型以上の一部工事とする。

(11) 労務費見積尊重宣言モデル工事の試行

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、段階的選抜方式でインセンティブを付与する試行を継続する。

試行対象工事は技術提案評価型S型（WTO対象工事）を対象とし、労務費見積尊重宣言を提出した場合、「企業の施工能力等」の評価で1点を加点する。

(12) ワーク・ライフ・バランス（WLB）認定企業の評価

一般土木A等級工事に加え、建築A等級工事、港湾土木A等級工事のすべてのWTO対象工事において、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするためのWLB認定企業を評価する試行を継続する。

なお、ワーク・ライフ・バランス（担い手育成）等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する取組を実施する。技術提案評価型 S 型の評価として、「企業の施工能力等」で、W L B（担い手育成）認定企業の有無を評価項目とし、認定企業であれば、評価で 1 点を加点する。

(13) 登録基幹技能者の配置

工事目的物の品質確保・向上を図るため、優れた技能と調整力を持つ「登録基幹技能者制度」として登録された「登録基幹技能者」の現場配置を評価する試行を継続する。

施工能力評価型 I 型及び技術提案評価型 S 型（W T O 対象工事以外）の全工事を対象とし、登録基幹技能者を配置する場合に、「企業の施工能力等」の評価で 1 点を加点する。

(14) 専任指導者制度の試行

若手技術者の更なる登用を促すため、経験ある技術者が現場経験の少ない主任技術者又は監理技術者を支援する専任指導者制度の試行を継続する。

また、技術提案評価型 S 型以上の一部工事においては、現場経験の少ない技術者対策の一環として、入札時には専任指導者の配置予定の有無を求めず配置予定技術者として評価し、契約後に入札時の配置予定技術者を専任指導者として配置すれば、一定要件を満足した主任（監理）技術者を新たに配置できる試行も継続する。

(15) 生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定の評価

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICT や B I M / C I M 等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

また、ICT 活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象に ICT 技術の向上を目的とした講習会を開催した企業のうち選定委員会においてその内容が認められた企業を「ICT 人材育成推進企業」に認定し、総合評価において加点対象とする。

(16) 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和 2 年度より創設し、国土交通省として表彰を行ったことから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

工事においては、全ての総合評価落札方式を評価の対象とし、認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良技術者表彰等と同等に加点評価する。

なお、優良技術者表彰等と海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度により認定された

表彰については、重複して加算しない。

(17) 継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況

令和5年度のCPD及びCPDSの評価は、令和4年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の1年間の推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合は、評価で1点を加点する。

(18) 技術の研鑽度評価の試行

継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象とする試行を継続する。

技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌などで公開されたものとする。

なお、評価対象技術論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とし、試行対象は、総合評価落札方式施工能力評価型Ⅰ型およびⅡ型とする。

【評価対象技術論文等】

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外(〇〇技報、企業名入り雑誌)。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件(入札説明書等)に、上記の評価対象技術論文リストを掲載。

(19) 技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用

当該工事等の仕様の確定が困難である場合において、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。

なお、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(20) 新技術の活用促進

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上のため、新技術を活用し、効率的な施工管理等により工事品質の向上を図るものとする。

活用促進にあたり、直轄土木工事において新技術活用を原則義務化することとし、詳細設計において新技術を特定し、工事発注時に特記仕様書に具体的な新技術を明示することとする。

特記仕様書に具体的な新技術を明示することが出来ない場合(詳細設計において新技術を特定できなかった場合)には、発注者が定める施工計画テーマや施工内容に基づき受注者からの提案を受けて、新技術の導入を図ることとする。

また、実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証する試行を継続する。
工事発注の運用については、別途通知する。

(21) ISO9001認証による品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして企業におけるISO9001認証に基づく品質マネジメントシステムを活用した工事の試行を継続する。

また、モデル工事の試行にあたり、ISO認証審査登録機関（第三者機関）による監査を取り入れるものとする。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の取扱いについて」（令和4年1月21日付け事務連絡）他、関係通知を参照すること。

III 業 務

1. 事務の改善及び効率化について

(1) 一括審査方式の試行

目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料（実施方針又は技術提案のテーマ）を同一のものとする事ができる一括審査方式の試行を継続する。

(2) 「一般競争入札（業務能力評価型）」の試行

建設コンサルタント業務等における技術提案書（実施方針）の省略による負担軽減や入札手続き期間の短縮による業務の効率化を目的として、「一般競争入札方式（業務能力評価型）」の試行を実施する。

実施にあっては、「建設コンサルタント業務等における「一般競争入札（業務能力評価型）」の試行について（通知）」（令和5年3月16日付け事務連絡）によるものとする。

(3) 総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直し

受発注者双方の技術提案書の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直しを実施する。

実施にあっては、「総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直しについて（通知）」（令和5年3月16日付け事務連絡）によるものとする。

(4) 総合評価1：3における「評価テーマ1課題」の試行

特に技術力を重視する業務について、業務の品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、総合評価1：3の評価テーマを1課題とし、技術点の評価項目の配点割合を1：2と同様とする試行を継続する。

(5) 受発注者間のコミュニケーションの充実

業務を円滑に進めるため、業務履行期間中の受発注者間のコミュニケーションの充実を図る取組を実施する。

① 業務連携会議（4者会議）の実施

地形測量、地質調査、設計が平行して行われる構造物の設計において、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者がスケジュールや条件を調整する「業務連携会議（4者会議）」を実施する。

② 合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

③ 業務スケジュール管理表の活用

発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で共有し、その役割分担や着手日、回答期限等を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を行う。

なお、スケジュール管理にあたっては、「マンスリーチェック」を可能な限り取り入れる。

④ ワンデーレスポンスの徹底

受注者からの設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

⑤ 業務のWE B形式による会議、完成検査の実施

業務打合せ等において、業務の効率化に資するWE B形式による会議、完成検査の取組を実施する。

対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とし、原則WE B形式で実施する。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 履行期間の平準化への取組

年度当初に業務が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。

具体には、年内工期とする11月～12月の早々期発注、国債及び繰越制度の更なる活用に

より、履行期間の平準化を図る。

また、定常業務については、9月発注、9月納期とするなど、業務発注サイクルの見直しを検討する。

(2) 履行期限（納期）の平準化への取組

工期が第4四半期、特に3月に集中することを避けるため、整備局としては重点的に取り組む事項として位置づけ、昨年度以上に目標達成に向けた取組を実施する。

具体的な取組としては、10月と1月に、各事務所等は、受注者の意向確認し、その結果を企画部技術管理課に報告することとする。10月では、第3四半期（12月まで）までの履行期限となる業務の確認。1月は、第4四半期内の履行期限を確認し、工期延期希望があれば積極的に繰越制度を活用し、3月工期を極力少なくする。

また、発注者側としても、受注者が繰越制度を活用した場合、新たな業務の受注に影響がないよう、当該年度の手持ち業務量や、次年度の第1四半期に繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量を対象外」とする取組を引き続き試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。（履行期間の調整等が難しいと思われる、「発注者支援業務」「定常的通年（国債含む）実施する業務（観測、点検等）」、「単価契約業務など指示書による業務」は対象外とする）

(3) 働き方改革関連法案と残業規制による適切な執行等

① ウィークリー・スタンスの徹底

一週間における受発注者相互ルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行し業務環境等を改善すること。対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とする。

実施にあたっては、「ウィークリー・スタンス実施要領（案）の修正について（通知）」（令和5年3月27日付け事務連絡）によるものとする。

② マンスリー・ケアの実施

労働環境の改善や業務執行の円滑かつ効率的に進めるため、これまで「ワンデーレスポンス」や「ウィークリー・スタンス」に取り組んできた。これに加え「マンスリー・ケア」により、各種施策の確実な実施や、業務執行に係る受注者の不安等を解消することで、より一層、魅力ある建設業の創造に努める。なお、「マンスリー・ケア」の実施にあたっては、その趣旨を踏まえた上で、受注者・発注者双方に過度な負担がかからぬよう配慮する。

原則、全ての土木関係コンサルタント業務を対象に試行する。

③ 適切な履行期間の設定

品質確保の観点から、翌債等の繰越制度や2カ年国債・ゼロ国債の制度を更に活用するなど、必要な履行期間の確保に留意し、できる限り履行期限が第4四半期としないなど、適切な履行期間を確保するため、業務スケジュール管理表を活用する取組を引き続き推進し、平準化に取り組む。

なお、第1四半期に公告する業務の手持ち業務量について、第1四半期に完了する繰越業務を「手持ち業務量の対象外」とする取組の試行を継続する。

④ 業務発注時の設計図書作成（条件明示の徹底）

発注者の条件明示の遅延等による履行期限圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

(4) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあっては、「「設計・工事連携型」業務及び工事の試行について」（令和3年1月25日付け事務連絡）及びその補足通知によるものとするが、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保

(1) 「簡易特別型」総合評価落札方式の地域要件緩和の試行

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、定常的又は簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有すること」とした試行を継続する。

試行対象業務は、当該県内に本店を有する企業で競争性が保てる定常的又は簡易な業務のうち、予定価格が2,000万円程度以下の業務について、地域要件（競争参加資格要件）を「〇〇県内に本店を有すること」とする。

また、同様に、総合評価落札方式の標準型（1：2、1：3）、簡易型（1：1）の地域要件についても、地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、業務特性により、「〇〇県内の本店要件」を可とする。

なお、実施にあたっては、事前に技術管理課と相談すること。

(2) 出産・育児等による休業期間の取扱

配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等で休業していた場合、原則、休業期間に相当する期間を「業務執行技術力」「地域精通度」「業務成績」「優良表彰」の評価の対象期間に加える。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) BIM/CIM活用業務の推進

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」について」（令和5年3月24日付国北技管第237号）に基づき、適切に実施する。

(2) 技術的なマネジメント業務（事業促進PPP等）の活用

大規模事業や大規模災害復旧・復興事業等においては、事業促進PPP等の活用について検討すること。なお、運用にあたり、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドラインを参考にされたい。

(3) 次代担い手（女性・若手技術者）の育成支援

女性・若手技術者を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る「ダイバーシティー推進型業務委託」（配置予定技術者の構成に応じて評価）の試行について、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象に継続する。

各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(4) 若手技術者のヒアリング同席の試行

予定管理技術者の随行者として、事前に登録した3名の若手技術者のうちの1名が技術提案書のヒアリングに同席（傍聴）できる業務の試行を継続する。

(5) 設計成果の品質確保に向けた取組

設計業務等の成果の品質を確保するため、業務発注時から円滑に履行する取組を徹底する。

① 条件明示の徹底（条件明示チェックシートの活用）

発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質向上を図る。

② 合同現地踏査の実施

受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認・反映し、業務成果の品質向上を図る。

(6) 「自主的照査併用型」総合評価落札方式の試行

予定管理技術者として経験の少ない若手を配置し、加えて品質を担保するため自主的にベテランの照査技術者（「自主的照査技術者」という。）を配置する場合、総合評価で加点評価する業務の試行を継続する。

なお、総合評価落札方式の技術者評価で加点対象とし、各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(7) 業務の品質確保・生産性向上等に関する説明会の開催

受発注者で意識の共有を図るため、年1回、受発注者が一堂に会する説明会を地整管内の各会場にて、開催する。

(8) 新技術の活用促進

工事の品質確保・向上を図るため、詳細設計段階から新技術活用することを設計条件（施工条件含む）として検討する。

(9) 生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICTやBIM/CIM等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

(10) 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度より創設し、国土交通省として表彰を行ったことから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

(11) 国土交通省登録資格との組合せ評価の試行

国土交通省登録資格の活用を促すため、「国土交通省登録資格との組合せ評価について（試行）」（令和5年3月16日付事務連絡）により、組合せ加点の試行を実施する。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の取扱いについて」（令和4年1月21日付け事務連絡）を参照すること。